

議案第 83 号

附帯控訴の提起について

次のとおり、附帯控訴を提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

- 1 当事者 附帯控訴人となるべき者（被控訴人、第 1 審被告） 川崎 市  
附帯被控訴人となるべき者（控訴人、第 1 審原告） \*\* \*\*

2 附帯控訴の要旨

\*\*\*\*\*事件の第 1 審判決は、多摩区登戸 1763 番地 1 先水路（以下「本件水路」という。）が通常有すべき安全性を欠く状況にあったといえ、被告による本件水路の設置及び管理に瑕疵があったために、原告が本件水路に転落する事故（以下「本件事故」という。）が発生し、原告に損害を生じたと認められることから、被告は国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うものとして、原告の請求を一部認容したが、原告は、第 1 審判決の一部を不服として、控訴を提起した。

本市は、控訴審における審判の範囲を拡張して、本件水路が通常有すべき安全性を欠くものではなく、<sup>めいてい</sup>酪酊状態に陥っていた原告の予測できない行動により本件事故が発生したものであるなどの本市の主張を尽くすことにより、第 1 審判決のうち本市敗訴部分の取消しを求めるため、附帯控訴したい。

- 3 管轄裁判所 東京高等裁判所

#### 4 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。



被控訴人 川 崎 市

控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人の敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、金 5 3 2 万 6 4 0 5 円及びこれに対する平成 2 9 年 8 月 5 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第 1、2 審ともに被控訴人の負担とする。  
との判決を求める。